平成２１年（フ）第１６７号
松江市西津田６丁目11番19―103号　市営緑が丘アパート
債務者　片寄　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７９号
松江市古志原１丁目６番１―416号　東ビル、前住所神奈川県川崎市川崎区本町２丁目11番地９
債務者　園山　英次
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９７号
北海道旭川市旭町１条１丁目438番地の10　１番館201号室
債務者　中田　和美（旧姓照井）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２５号
北海道旭川市東光２条４丁目４番11号　エスペル東光106号室
債務者　栗原　泰哲
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３１号
北海道旭川市東旭川北１条２丁目２番15号　サンライズ東旭川101号
債務者　青山　美奈
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３３号
北海道旭川市神居５条６丁目２番３号　五条マンション２―２
債務者　有海　玲子（旧姓上林）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３８号
北海道旭川市東光７条１丁目３番７号
債務者　塚田　光浩
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４３号
北海道旭川市永山７条４丁目３番16号
債務者　和田　順子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４４号
北海道上川郡比布町東町２丁目８番22号
債務者　小野寺朋美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４６号
北海道旭川市宮下通24丁目104番地の１　宮下ハイツ１Ｆ８
債務者　鈴木　規夫
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５１号
北海道旭川市春光４条９丁目７番８号　国広コーポＡ201
債務者　前田　啓子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８５１号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目16番14号　都ビル305
債務者　山本　幸子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２６２号
横浜市南区六ツ川３丁目85番地６　横浜パークタウンＦ棟217号室
債務者　黒崎　光治
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２８８号
横浜市磯子区洋光台５丁目19番１―108号
債務者　神戸　邦雄
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３５６号
横浜市中区本郷町３丁目264番地
債務者　矢板　利明
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部